



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

222	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
223	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
224	指定自立支援医療機関の指定	( " ).....	2
225	"	( " ).....	2
226	指定自立支援医療機関の変更	( " ).....	3
227	海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(食品流通課).....	3
228	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
229	道路の供用開始	( " ).....	5
230	道路の区域変更	( " ).....	5
231	道路の供用開始	( " ).....	5
232	道路の区域変更	( " ).....	6
233	道路の供用開始	( " ).....	6
234	道路の区域変更	( " ).....	6
235	道路の供用開始	( " ).....	7
236	道路の区域変更	( " ).....	7
237	道路の供用開始	( " ).....	8
238	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	8
239	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	8
240	平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築住宅課).....	9

### ○ 内水面漁場管理委員会告示

1	平成26年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定	.....	11
---	---------------------------	-------	----

### ○ 公告

	入札公告	(食品流通課).....	12
--	------	--------------	----

### ○ 監査公表

	監査公表第6号	.....	14
--	---------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第222号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年4月10日まで縦覧に供する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成26年2月10日

## 2 名称

特定非営利活動法人震洋鳥ノ巢基地跡保存会

## 3 代表者の氏名

原健二

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新庄町1900番地の5

## 5 定款に記載された目的

この法人はすべての国民に対して、震洋鳥ノ巢基地跡を保存し、平和公園化する目的に関する事業を行い、すべての国民が心豊かにやすらぎと潤いのある平和社会の推進に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第223号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012200147	田辺市社会福祉協議会龍神事業所	田辺市龍神村柳瀬1134番地 龍神村高齢者福祉センター「龍の里」内	同行援護	特定無し	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市高雄一丁目23番1号 田辺市民総合センター内	平成26.3.1

## 和歌山県告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	心臓脈管外科に関する医療	有田幹雄	平成26.3.1

## 和歌山県告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
有限会社Getwell	和歌山市有家346番地の1	訪問看護ステーションはやしもと	平成26.3.1

## 和歌山県告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
調剤薬局ツルハドラッグ海南駅前店	海南市名高555-7	医療機関の名称	スマイル海南駅前調剤薬局	調剤薬局ツルハドラッグ海南駅前店	平成25.10.21
調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	海南市船尾365-16	医療機関の名称	スマイル温山荘前調剤薬局	調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	平成25.10.21

## 和歌山県告示第227号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

平成26年度海外における商標監視調査業務

## (2) 契約期間

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成26年3月4日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に基づく入札参加資格の停止を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札公告日から過去5年間に於いて、国等又は都道府県、政令指定都市、和歌山県内市町村との間に海外における商標監視調査業務と同種の契約実績を有する者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

- エ 個人にあつては、発行後3か月を経過していない当該個人の住民票
- オ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- カ 使用印鑑届
- キ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
  - （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - （イ）和歌山県が課する県税全税目
  - （ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写しと業務内容のわかる仕様書等の資料

(2) (1) のア、イ、カ及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成26年3月4日（火）から同月14日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成26年3月5日（水）午前10時から同月7日（金）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年3月4日（火）から同月14日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2813（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4161

#### 6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成26年3月19日（水）までに郵送により送付する。

#### 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成26年3月28日（金）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成26年3月31日（月）までに書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町百垣内字牛ノ水673番地先から同市下津町百垣内字丸岡669番2地先	旧	4.24 } 7.44	174.35	
海南市下津町百垣内字牛ノ水673番地先から同市下津町百垣内字丸岡666番2地先	新	7.27 } 19.84	174.35	

**和歌山県告示第229号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南吉備線

供用開始の区間 海南市下津町百垣内字牛ノ水673番地先から同市下津町百垣内字丸岡666番2地先まで

供用開始の期日 平成26年3月4日

**和歌山県告示第230号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町興字寺地1番3地先から同市下津町引尾字宮ノ前71番9地先まで	旧	3.97 } 7.87	50.21	
同上	新	4.07 } 8.42	50.00	

**和歌山県告示第231号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町興字寺地1番3地先から同市下津町引尾字宮ノ前71番9地先まで

供用開始の期日 平成26年3月4日

### 和歌山県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海南市下津町引尾字宮ノ前57番1地先から同市下津町引尾字宮ノ前54番2地先まで	旧	3.20 } 5.69	41.48	宮下橋 L=8.70
同上	新	3.67 } 7.17	41.35	宮下橋 L=8.70

### 和歌山県告示第233号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町引尾字宮ノ前57番1地先から同市下津町引尾字宮ノ前54番2地先まで

供用開始の期日 平成26年3月4日

### 和歌山県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉備金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字明王寺字供田81番3地先から同町大字天満字片山崎町160番6地先まで	旧	10.50 } 16.68	74.58	
有田郡有田川町大字明王寺字供田86番4地先から同町大字天満字片山崎町160番1地先まで	新	19.06 } 21.50	117.13	

**和歌山県告示第235号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 吉備金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字明王寺字供田86番4地先から同町大字天満字片山崎町160番1地先まで

供用開始の期日 平成26年3月5日 午後2時

**和歌山県告示第236号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南平野下里停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字市洞962番1地内	旧	6.40 } 7.55	52.60	

同上	新	18.70 } 36.35	52.65	
----	---	---------------------	-------	--

**和歌山県告示第237号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 南平野下里停車場線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字市洞962番1地内

供用開始の期日 平成26年3月4日

**和歌山県告示第238号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## 2 土砂災害警戒区域の名称

有田川左支溪（7-407-1-028）、貝岡川左支溪（7-407-1-029）、田並川左支溪（7-407-1-030）、有田西地・有田西地（1）（I-1725）、東地（I-1727）、有田東地・有田東地（3）（I-1728）、有田貝岡右（I-1729）、有田貝岡（I-1730）、有田西地（I-2338）、有田東地（4）（I-2339）、大山口（I-2341）、有田（3）（I-4528）、有田（8）（I-4597）、大山口（東）1（II-7255）、大山口（東）2（II-7302）、有田（207）（II-7315）、有田101（I-70030）、有田102（II-70031）、植松（I-1747）、串本（102）（II-70020）、串本（304）（III-4222）、串本（305）（III-4223）

## 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第239号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 施行者の名称



岩出市

2 都市計画事業の種類及び名称

岩出都市計画下水道事業 岩出町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成14年3月26日

至 平成32年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

該当なし

和歌山県告示第240号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

ア 二級建築士

平成26年7月6日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士

平成26年7月27日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

ア 二級建築士

平成26年9月14日（日）午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

平成26年10月12日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 「学科の試験」

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜3-6-1

(2) 「設計製図の試験」

和歌山大学 和歌山市栄谷930

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、以下ア又はイに該当する者に限り行うことができる。

ア 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成25年以前の試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

イ 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(ア) 受験申込受付期間：平成26年3月17日（月）から同月31日（月）まで

(イ) 受験申込方法：次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効。）に必ず簡易書留で郵送すること。

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成26年3月24日(月)から同月31日(月)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

受験申込書の受付は、受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。

ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 一般社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市ト半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成26年4月10日(木)から同月14日(月)までの午前10時から午後5時まで

(イ) 一般社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成26年4月10日(木)及び同月11日(金)の午前10時から午後5時まで

(ウ) 一般社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市馬町1-1-4 烏藤一級建築設計事務所内

b 受付期間 平成26年4月10日(木)及び同月11日(金)の午前10時から午後5時まで

イ 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成24年又は平成25年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成24年又は平成25年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の「学科の試験」の合格通知書、若しくは平成24年又は平成25年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成26年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

ウ 受験票の交付等

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、平成26年6月13日(金)頃、受験有資格者に発送する。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成26年12月4日(木) (予定)

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士は平成26年8月26日(火) (予定)に、木造建築士は平成26年9月9日(火) (予定)に通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成26年6月11日(水) (予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び一般社団法人和歌山県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試

験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

## 内水面漁場管理委員会告示

### 和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

平成26年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

平成26年3月4日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量 (以上)
熊野川漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	1, 110, 000尾
		あまご	30, 000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	300, 000尾
	和内共第37号	もくずがに	10, 000尾
		あまご	10, 000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	90, 000尾
	和内共第38号	あまご	10, 000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	140, 000尾
		あまご	30, 000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	830, 000尾
	和内共第39号	もくずがに	15, 000尾
		あまご	20, 000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	700, 000尾
		こい	20, 000尾
		もくずがに	15, 000尾
		うなぎ	20kg
和内共第15号	あまご	80, 000尾	
	切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ
もくずがに		10, 000尾	
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10, 000尾
		もくずがに	10, 000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	60, 000尾
	和内共第19号	もくずがに	5, 000尾
		あまご	10, 000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	330, 000尾
		あまご	40, 000尾
		うなぎ	10kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	400, 000尾
	和内共第27号	もくずがに	10, 000尾
		あまご	10, 000尾
		あまご	10, 000尾
和内共第28号	あまご	10, 000尾	
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	80, 000尾

		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	60,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号から第36号まで	あゆ	420,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	20kg

(注)

- 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 「こい」については、平成25年5月17日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。
 

あゆ	平均体重3g以上
こい	平均体重5g以上
あまご	平均体重3g以上
もくずがに	平均甲幅5mm以上
うなぎ	平均体重1g以上

## 公 告

### 入 札 公 告

平成26年度海外における商標監視調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成26年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 一般競争入札に付する事項
  - 事業年度  
平成26年度
  - 業務の名称  
海外における商標監視調査業務
  - 業務内容  
仕様書のとおり
  - 業務期間  
平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）
- 一般競争入札参加者の資格に関する事項  
平成26年和歌山県告示第227号に規定する海外における商標監視調査業務に係る競争入札参加資格を有すること。
- 契約条項を示す場所及び期間
  - 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館2階  
和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課
  - 期間  
平成26年3月4日（火）から同月14日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで
- 仕様書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所  
3 (1) に同じ。
- (2) 期間  
3 (2) に同じ。
- (3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成26年3月7日（金）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 5 入札説明書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所  
3 (1) に同じ。
- (2) 期間  
3 (2) に同じ。
- (3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成26年3月7日（金）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 6 入札執行の場所及び日時等

- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁東別館4階 食品流通課分室

##### イ 入札日時

平成26年3月26日（水）午前10時

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成26年3月25日（火）午後5時までに和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによ

る。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### (1) 名称

和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課

##### (2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2813（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4161

- (3) この一般競争入札は、平成26年2月和歌山県議会定例会において、平成26年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第6号

平成25年10月23日付け監査報告第9号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月4日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
 和歌山県監査委員 岸 本 健  
 和歌山県監査委員 森 礼 子

1 那賀振興局地域振興部

監査実施年月日 平成25年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があったので、厳正な支出審査を行われたい。</p> <p>(2) 同一の旅行に係る旅行命令簿の決裁が二重に行われたために旅費の二重支払が行われていた。当該誤りが判明した後、過支給分は戻入されているが、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。</p> <p>(3) 消耗品費（自動車オイル）の納品書に受付印及び個人印が押印されていなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 岩出市指定可燃ゴミ袋の購入に係る支出負担行為において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、旅行命令簿で勤務時間外の用務を命じているにもかかわらず、超過勤務命令がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 「貴志川線・和歌山線の利用促進を図るサイクリングガイド養成のための基礎資料作成業務」に係る委託先選定のための企画提案審査会において、出席できなくなった審査委員の代理の者が審査を行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支出審査をより厳重に行うよう、会計担当職員に対し徹底した。</p> <p>(2) 旅行命令の確認をより厳格に行い、適正に処理するよう所属職員に徹底した。</p> <p>(3) 消耗品費（自動車オイル）の購入に際しては、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、定期監査後は適正な処理を行っている。</p> <p>(4) 岩出市指定可燃ゴミ袋の購入に際しては、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第50条に基づき、定期監査後は適正な時期に支出負担行為の整理を行っている。</p> <p>(5) 旅行命令にあたっては、用務開始時間と終了時間を十分把握し、超過勤務命令に漏れがないよう所属職員に徹底した。</p> <p>(6) 今後、審査委員が欠席した場合の取扱いについて規定を整備し、適正な処理を行うよう職員に徹底した。</p>

2 那賀振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成25年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約393万円となっており、前年度末に比し約24万円増加しているため、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、粘り強い償還指導の成果により前年度末に比し約38万円減少し、平成24年度末で約485万円となっている。                  今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金について、生活保護を受けながら返還を行っている者には、紀の川市及び岩出市の協力を得て、月々分割による納付を指導している。                  一方、保護廃止となった未納者については、文書通知や電話連絡、訪問等により生活状況等を十分把握した上で償還指導を行っている。                  その結果、平成25年12月末までに50,500円の納付があった。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、貸付時に償還能力等の調査を徹底するとともに、借主、連帯保証人及び連帯借主同席の上、貸付の趣旨や連帯債務の必要性を十分説明し、理解を得て実行することで新規に発生する未償還金を極力防止するよう取り組んでいる。                  また、未納者の現状把握と償還意識の向上を図るため、電話連絡や文書通知に加え、訪問等を頻繁に重ねながら粘り強い償還指導を実施し、未収金の縮減に努めている。</p>

<p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成24年度末で約64万円となっており、前年度末に比し約8万円減少している。                  今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。</p> <p>(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成24年度末で約30万円となっており、前年度からほとんど回収が進んでいない。                  今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。</p> <p>(5) 自動車使用台帳の記載によると、勤務時間終了後に公用車を利用して管内の会議に出席しているが、外出承認がなされず、超過勤務命令も行われていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 旅行命令をすべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>その結果、平成25年12月末までに668,583円の納付があった。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、相続人との連絡、訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。                  その結果、平成25年12月末までに27,000円の納付があった。</p> <p>(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、本人との連絡訪問を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮した上で、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。                  その結果、平成25年12月末までに4,000円の納付があった。</p> <p>(5) 自動車等使用台帳の記載並びに外出承認簿及び超過勤務命令簿の取扱いについて、所属職員に対し適正に処理するよう指導した。</p> <p>(6) 旅行命令簿及び外出承認簿の適切な取扱いについて、所属職員に対し再度周知徹底を図った。</p>
---	---

3 那賀振興局建設部

監査実施年月日 平成25年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項                      平成25年度当初に行うべき行政財産目的外使用許可の収入調定が行われていないので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項                      当該行政財産目的外使用許可の収入調定については、平成25年8月20日に納入通知書を発行し、平成25年9月13日に納付済みである。                      今後、収入調定の時期を逸することがないよう所属職員に徹底した。</p>

4 紀北県税事務所

監査実施年月日 平成25年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項                      県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は95.5%と前年度に比し0.5ポイント増加しており、平成24年度末の収入未済額も約3億8,217万円と、約3,154万円減少している。                      しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約81%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。                      また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項                      県税収入については、年間計画表の策定及び徴収目標の設定により計画的かつ組織的に取り組んでいる。                      滞納整理に関しては、預貯金や生命保険等の債権、電話加入権及び自動車等の財産に対し差押を執行するほか、タイヤロック、搜索などの手法を活用した滞納処分を強化している。                      さらに、差押財産の公売や滞納処分の執行停止などにも取り組んでいる。                      個人県民税については、県税未済額の約81%を占めており、最重要課題と認識している。                      そのため、個人県民税に関する徴収対策として、管内の税務担当課長会議や管内各市町の担当職員を対象とした研修会を開催するなど、管内市町との連携強化や職員の資質向上に取り組む一方、県税事務所職員の管内各市町への併任派遣、地方税法第48条の規定に基づく県による直接徴収及び県催告文書による納税勧奨や各市町職員と事業所に同行訪問することによる特別徴収推進などに取り組んでいる。                      また、延滞金の収入未済についても、滞納整理を進め、収入未済額の縮減に向け、より一層努力し、収入確保に努めていく。</p>



## 5 和歌山県立仙溪学園

監査実施年月日 平成25年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>郵便切手類の現物確認について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、2名で確認を行った。</p>

## 6 和歌山県立高等看護学院

監査実施年月日 平成25年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>学籍管理システムバージョンアップの賃貸借契約締結の決裁において、契約保証金を免除する旨記載していなかった。また、契約書にもその旨記載していなかったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後は、賃貸借契約締結の決裁及び契約書中に契約保証金を免除する旨の記載を行い、適正な事務処理に努めていく。</p>

## 7 和歌山県立貴志川高等学校

監査実施年月日 平成25年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があった。当該誤払いについては判明後に支出先から戻入されているが、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。</p> <p>(2) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品で、納品書が添付されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支出時における支払先の確認を徹底するよう事務処理を見直し、今後このようなことのないよう適正な会計処理を行っていく。</p> <p>(2) 消耗品の納品時には、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、納品書の添付漏れ等のないよう適正な会計処理を行っていく。</p>

## 8 和歌山県岩出警察署

監査実施年月日 平成25年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があった。当該誤払いについては判明後に支出先から戻入されているが、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。</p> <p>(2) 負担金に係る随時の資金前渡について、精算がなされていない事例があったので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支出事務について、支出内容、支払先等の確認を徹底し、より適正な会計事務処理に努める。</p> <p>(2) 資金前渡等の精算が必要な経費について、精算の要否に特段留意し、再発の絶無を図る。</p>